

相談・苦情への取り組み

相談・苦情解決実施要領を定めて、より良い保育園づくりを進めています。

①相談・苦情解決の窓口、および苦情解決の手続きの利用者への周知は、園内掲示をしています。

②相談・苦情解決の

責任者	園長
受付担当者	一時保育担当保育士
第三者委員	司法書士・民生委員・監事

28年度 相談苦情受付処理状況

受付件数	処理件数	第三者委員への報告
0	0	有 (理事会に出席願 報告している)

引き続きご意見箱の利用をお知らせし、細かなことでもすぐに職員会で話題とし、対処するよう話し合っています。